



直方市学校規模適正化の検討 について

2025.2.3 学校規模適正化基本計画検討委員会（第一回）



(0) 確認

(1) 直方市学校規模適正化基本指針について

①-1 (決定) 直方市学校規模適正化基本指針

①-2 答申書 (最終)

①-3 報告書 (最終)

(2) 直方市学校規模適正化 今後の取組について



直方市の「学校規模適正化」とは？

法令上の学級数の「**標準**」

= **12学級以上18学級以下**（小・中学校共通）

ただし、この「**標準**」は、

「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りではない」という**弾力的なもの**となっています。

⇒「適正規模」は、法令で定められているものではない

直方市における「**適正規模**」

= **直方市の実態にあった**、直方市の子どもたちの学びの場としてちょうど良い学校の規模のこと

であり、

直方市における「**学校規模適正化**」

= **直方市にとってちょうど良い**学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善すること



直方市のこれまでの取り組み

■平成22年6月 通学区区域審議会答申

「小規模校が複数存在する一中・三中・植木中校区については、それぞれ一つの小学校に（1学級の児童数が30名前後、18学級程度）に再編することが望ましい」

□～平成25年3月 白紙撤回①

審議会答申に沿って、庁内の準備委員会で

「直方市立学校再編整備計画書」（＝たたき台）を作成

「一中校区の3小学校を統合し、一中の敷地内に施設一体型の小中一貫校を建設する」

⇔「地元」の反対を受け、白紙撤回

□～平成30年2月 白紙撤回②

教育委員会において、「平成25年直方市立学校再編基本方針」を作成

4条件（答申に合致、適地がある、地域の合意、財政的に可能）が整ったところから順次、施設一体型小中一貫教育校を新設

「旧筑豊高校跡地に、小中一貫校を建設する」⇔財政上困難、との理由により白紙撤回
2025/2/3 学校規模適正化 資料①-05学校規模適正化の検討について
基本計画検討委員会 指針決定～基本計画検討委員会①



○平成25年直方市学校再編基本方針の見直しについて
令和4年2月1日の庁議において、
「平成25年直方市立学校再編基本方針をベースに基本方針（案）を
作成すること」とされていたが、
将来的な児童・生徒数の予測等を考慮し、現状に即しない部分も
あることから、**抜本的に見直し**を行うこと。

※令和4年8月31日 市長報告時に、確認

平成25年直方市立学校再編基本方針

以下の4条件が整ったところから順次、施設一体型小中一貫校を新設

- ・ 直方市立学校通学区域審議会の答申に合致すること
＝一中校区、三中校区、植木中校区については、それぞれ1つの小学校に
- ・ 学校建設の適地があること
- ・ 地域の合意が整うこと
- ・ 財政的に可能なこと



なぜ、規模適正化に取り組むのか？

⇒ **「こどものために」**

直方市として、こどものためにどのような教育を目指すのか

×学校の数減らす
×財政が厳しいから
×議会からの要望

○教育条件の改善
○学校教育の目的実現
○地域の未来の担い手

【前提となる考え方】

学校規模適正化 ≠ 学校統廃合

前提条件、構想：一切なし

というところから、検討開始



(1) 直方市学校規模適正化基本指針について



直方市学校規模適正化基本指針（令和6年8月教育委員会議決・決定済）

- ・前提となる考え方、基本的な考え方を示した上で、「直方市の目指す学校教育」を定めました。
- ・直方市の学校規模の定義付けを行い、学校規模ごとの対策を示しました。
「過小規模（1～5学級）」は絶対回避 ∵教育上の課題が極めて大きい
「小規模（6～11学級）」は要検討

※前提となる考え方

- ・直方市の「学校規模適正化」とは、直方市にとってちょうど良い学校の規模や学校の配置について検討し、児童生徒の教育条件を改善すること。
- ・「こどものために」学校規模適正化に取り組むこと。
- ・学校規模適正化≠学校統廃合であること、前提条件は一切ないこと

※基本的な考え方＝【教育的な観点】【地域コミュニティの核としての性格の配慮】

※【教育的な観点】から検討し【教育的な観点】からゆずれない部分を基本指針として設定

基本指針決定まで

	R5年12月	R6年3月	R6年5月	R6年8月
	諮問	答申書	基本指針（案）	基本指針 決定
	学校規模適正化基本指針検討委員会	令和6年3月29日「答申書」「報告書」	5月15日 庁議報告 5月29日 議員報告 5月～ 定例教育委員会協議 →基本指針（案）作成 6月3日～7月2日 パブリックコメント実施 7月26日 市長協議	8月6日 定例教育委員会 議決 令和6年8月6日 「直方市学校規模適正化基本指針」

2025/2/3 学校規模適正化基本計画検討委員会

資料①-05学校規模適正化の検討について
指針決定～基本計画検討委員会①



(2) 直方市学校規模適正化 今後の取組について 1/2



直方市学校規模適正化基本計画の内容（予定）

- ・直方市の目指す学校規模
- ・適正な学校数、配置（2050年時点） の方向性を示すこと。

【教育的な観点】 + 【地域コミュニティの核としての性格の配慮】

※直方市学校規模適正化基本計画検討委員会

※市長からの意見（財務、公共施設の総合管理）

→【検討委員会】からの答申 + 市長からの意見

→教育委員会にて、【基本計画（案）】作成

→パブリックコメント実施

→教育委員会にて、【基本計画】を決定

今後の予定

	R6年12月	R7年6月	R7年8月		R7年12月	R8年2月
	諮問		答申	基本計画（案） ※協議※	基本計画 ※決定※	
教育委員会での検討 市長部局との横断的検討	直方市学校 規模適正化 基本計画検 討委員会	市民への 説明会①		教育委員会協議 総合教育会議① パブリックコメント 市民への説明会② 総合教育会議② 議員報告 庁議報告	教育委員会議決	市民への説明会③



(2) 直方市学校規模適正化 今後の取組について 2/2



○学校規模適正化基本計画検討委員会

直方市教育委員会が「直方市学校規模適正化基本計画」を決定するために意見を求めるために設置する附属機関

【検討委員会での検討内容】

- ①将来の詳細な人口（児童・生徒数）推計
- ②多面的な実態把握
 - ・通学区域状況（校区、通学路）
 - ・地域状況（開発状況、避難所、ハザード、他の公共施設、地域の特色）
 - ・施設状況（長寿命化計画、劣化状況、今後の維持・更新コスト、調理室）
 - ・学校を取り巻く現状（上位計画、学校全体のコスト）

※①＋②＝課題の明確化・改善策の検討→（答申）課題・改善策（複数案）の提示

【検討委員会での審議について】

※それぞれの立場から、問題の掲出・改善策（案）の提示をしてほしい

【検討委員会からの答申後】

教育委員会で【基本計画（案）】を作成し、パブリックコメントを実施
市長協議を経て、教育委員会で【基本計画】を決定します。

※令和7年12月頃の、【基本計画】決定を目指しています。

※【基本計画】決定後、「直方市学校施設等長寿命化計画」の見直しに取り組み、

【基本計画】と「長寿命化計画」を基に、【個別計画】の作成に取り掛かります。

※直方市の学校規模適正化の取組に対する、ご理解とご協力をよろしくお願いします。